

津市営美杉住宅連帯保証人取扱要綱

令和2年7月13日訓第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第216号。以下「条例」という。）第8条第1項第1号に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(連帯保証人の資格)

第2条 連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定による永住許可を受けている者又は第19条の3に規定する中長期在留者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定により特別永住者として永住することができる者

(2) 日本国内に居住する者

(3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないもの

(4) 市営住宅（津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第2条第1項第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）の入居者でない者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けていない者

(6) 次のいずれにも該当しない者

ア 市営住宅の家賃、駐車場使用料その他の賃借人として負担すべき債務（以下「家賃等」という。）を滞納している者

イ 時効の援用又は自己破産による免責等で家賃等の支払を免れた者

ウ ア又はイに該当する者の連帯保証人であった者

2 条例第8条第1項第1号の入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有

する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 誓約書を提出する日において65歳未満の者であって、月額10万円以上の給与収入を有するもの
- (2) 誓約書を提出する日の属する年の前年（1月から5月までの間に誓約書を提出する場合にあっては、前々年）の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）が124万8,000円以上である者
- (3) 消費税等を適正に納付している個人事業主
- (4) 誓約書を提出する日の属する年度において10万円以上の固定資産税（都市計画税を含む。）が課税されている者であって、当該固定資産税の未納がないもの
- (5) その他債務を負担することができる資力を有すると認められる者（連帯保証人の責任の極度額）

第3条 連帯保証人が入居者に代わって義務を履行する場合における民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額は、条例第9条に規定する家賃の額の18月分に相当する額に30万円を加えた額とする。

（書類の届出）

第4条 連帯保証人は、美杉住宅連帯保証人届出書（第1号様式）に印鑑登録証明書、所得証明書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 連帯保証人がその資格を失ったとき、又は市長が連帯保証人の変更を命じたときは、入居者は、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、美杉住宅連帯保証人変更届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年8月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

美杉住宅連帯保証人届出書

年 月 日

（宛先）津市長

次のとおり美杉住宅の賃貸借契約について、連帯保証人の資格を有する旨を届け出ます。

連帯保証人	フリガナ				実印
	氏名	生年月日（ 年 月 日）			
	住所	（〒 - ）			
	本籍地				
	電話番号	自 宅			
		携帯電話			
	勤務先	名称 又は屋号	電話（ ）		
		住所			
		平均月収	万円	勤務年数	年
	賃貸借の 目的物	所在地			
名称					
賃借人			賃借人との関係		
極 度 額					

第2号様式（第4条関係）

美杉住宅連帯保証人変更届出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 — ）

住所 _____

入居者

氏名 _____ ㊞

電話 _____

次のとおり連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

変更後の連帯保証人	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	
	生年月日	
	連絡先	
	借 借 人 との関係	
変更前の連帯保証人	住 所	
	氏 名	
添付書類		